

ID: 322

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	屋外広告物等の表示等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市屋外広告物条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成27年条例第54号
【根拠条文】 (許可) 第6条 市の区域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、広告物等が規則で定める基準に適合する場合に限り、前項の許可をすることができる。 3 市長は、第1項の許可をしようとするときは、次に掲げる広告物等を除き、あらかじめ芦屋市都市景観条例(平成21年芦屋市条例第25号)第7条の2第1項の景観アドバイザー(以下「景観アドバイザー」という。)の意見を聴くものとする。 (1) 自家用広告物等 (2) 管理用広告物等 (3) 案内誘導広告物等 (4) その他規則で定めるもの 【基準】 根拠条文、第10条、第12条、芦屋市屋外広告物条例施行規則第3条及び第7条の規定による。(適用除外) 第10条 次に掲げる広告物等(第2号及び第3号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより、市長に届け出たものに限る。)については、第6条第1項及び第8条第1項から第3項までの規定は、適用しない。 (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等 (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等 (3) 公共的団体のうち規則で定めるものが公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件 (5) 非常災害のため必要な応急措置として表示し、又は設置する広告物等 (6) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの 2 次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。 (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等 (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの (5) 自動車に表示する広告物で規則で定めるもの (6) 人、動物又は車両(自動車を除く。)に表示する広告物	

- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (8) 営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 禁止物件(第8条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に限る。)に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等
- (3) 第12条の規定による許可を受けた広告物等
(許可の特例)

第12条 市長は、第6条第2項の規定にかかわらず、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴いて同条第1項の許可をすることができる。

(許可の基準)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(適用除外の基準)

第7条 条例第10条第1項第6号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例第10条第2項第1号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。
- 3 条例第10条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。
- 4 条例第10条第2項第4号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。
- 5 条例第10条第2項第5号に規定する規則で定める広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名、若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容又は次項第1号に掲げる事項を表示する広告物
 - (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存するものに当該地方公共団体の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物
- 6 条例第10条第2項第8号に規定する規則で定める営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するものであること。
 - (2) 表示期間が貼紙、貼札、広告旗及び立看板にあっては、30日以内であること。
 - (3) 表示面積が、貼紙及び貼札にあっては0.5平方メートル以下、広告旗及び立看板にあっては2平方メートル以下であること。
 - (4) 貼紙を掲出する物件の表示に供する部分の面積は、2平方メートル以下であること。
 - (5) 広告主又は広告物等管理者の個人名又は団体名及び連絡先が表記されていること(自己の敷地に掲出されている場合を除く。)

7 条例第10条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。

別表第1(第3条関係)

条例第6条第2項に規定する基準

1 共通基準

- (1) 位置、形状、面積、材料、色彩及び意匠等を周囲の景観と調和したものとする。
- (2) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

- (3) 照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- (4) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- (5) 建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- (6) 点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するものその他常時表示の内容を変えることができる広告物等(以下「LED等」という。)を表示し、又は設置しないこと。ただし、LED等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- (7) アドバルーンは使用しないこと。
- (8) 広告物に使用する1文字当たりの大きさは1平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが15メートルを超える箇所に掲出する場合は、2平方メートル以下とすることができる。

2 広告物等規制地域ごとの基準

種別	広告物の種類	区分	基準
(1) 山麓地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。
			b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(エ) その他の表示方法	c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下とし、かつ、表示面の面積の5分の1以下とすること。
			a 建築物の壁面から突出させないこと。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面(自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の用に供する部分の壁面をいう。以下同じ。)における広告物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含む。以下同じ。)の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの	10メートル以下とすること。

		高さ	
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
	エ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	オ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(2) 住宅地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積

		の5分の1以下とすること。
	(エ) その他の表示方法	広告旗は使用しないこと。
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
	(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
	(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
	(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
	(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は10平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
	(ウ) 上端の地上からの高さ	7メートル以下とすること。
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
	(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)

		(ウ) その他 の表示方法	道路上に掲出しないこと。
(3) 複 合 地 域	ア 全ての広 告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c 彩度が10を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面 積	a 1個当たり20平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。
		(イ) その他 の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より 突出するもの	(ア) 1個当た りの表示面 積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物 等からの出 幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の 地上からの 高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) 下端の 道路面から の高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。
		(オ) その他 の表示方法	道路上(歩道上を除く。)に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷 地に建植え するもの	(ア) 1基当た りの表示面 積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の 地上からの 高さ	15メートル以下とすること。
	オ 自己の敷 地外に建植 えするもの	(ア) 1基当た りの表示面 積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。

		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
		(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
	カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とすること。
		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(4) 芦屋川特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(商業系地域を除く。)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下(商業系地域を除く。)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積

			の5分の1以下とすること。	
	(エ) その他 の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。		
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。		
	(イ) 上端の 地上からの 高さ	10メートル以下とすること。		
	(ウ) その他 の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。		
	(エ) その他 の表示方法			
ウ 壁面より 突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。		
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。		
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	4.5メートル以下とすること。		
	(エ) その他 の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。		
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下(商業系地域にあっては、5平方メートル以下)とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下(商業系地域にあっては、10平方メートル以下)とすること。		
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)		
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	5メートル以下(商業系地域にあっては、7メートル以下)とすること。		
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。		
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)		
	(ウ) その他 の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。		
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。		

(5) 南 芦 屋 浜 特 別 地 域		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。
	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(商業系地域にあっては、20平方メートル以下)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下(商業系地域にあっては、4枚(基、個)以下)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
			(エ) その他の表示方法 a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり2平方メートル以下(商業系地域にあっては、5平方メートル以下)とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の10分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの	4.5メートル以下とすること。

		高さ	
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下(商業系地域にあっては、5平方メートル以下)とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下(商業系地域にあっては、10平方メートル以下)とすること。
		(イ) 数量	1基(商業系地域にあっては、2基以下)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下(商業系地域にあっては、7メートル以下)とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の10分の1以下とすること。
		(イ) 数量	1個とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。
(6) 沿道沿岸特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

	(エ) その他 の表示方法	広告旗は使用しないこと。	
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。	
	(イ) 上端の 地上からの 高さ	10メートル以下とすること。	
	(ウ) その他 の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。	
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。	
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	4.5メートル以下とすること。	
	(エ) その他 の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。	
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積は10平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	7メートル以下とすること。	
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。	
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) その他 の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。	
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) その他	道路上に掲出しないこと。	

		の表示方法	
(7) 広 告 物 誘 導 特 別 地 域	ア 全ての広 告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c 彩度が10を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり20平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。
		(イ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) 下端の道路面からの高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。
		(オ) その他の表示方法	道路上(歩道上を除く。)に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	15メートル以下とすること。
	オ 自己の敷地外に建植えるもの	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から

			第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
		(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
	カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1(商業系地域にあっては、4分の1以下)以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は8平方メートル以下とすること。
		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。

3 案内誘導広告物等の基準

区分	基準
(1) 1方向の表示面の面積	ア イに掲げる場合を除き、2平方メートル以下とすること。 イ 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合にあっては、8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの表示面積は1平方メートル以下とすること。
(2) 上端の地上からの高さ	3メートル以下(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は(1)イに掲げる場合にあっては、5メートル以下)とすること(建植えるものに限る。)
(3) 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10キロメートル以下とすること。
(4) 相互間の距離	5メートル以上とすること(建植えるものに限る。)
(5) その他の表示方法	ア 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 イ 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。 ウ (1)イに掲げる場合にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。

4 広告物等の種類ごとの基準

種類	区分	基準
(1) 電柱を利用するもの	ア 規格	(ア) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下とし、横は0.45メートル以下とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下とし、1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるものともに各1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	エ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	オ その他の表示方法	突出するものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 設置の方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その区別のない道路にあつては路肩側であること。 (イ) 電柱から垂直に0.15メートル以上離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるものであること。
(2) 街灯を利用するもの	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	イ 表示面積	1方向の表示面の面積は0.2平方メートル以下とすること。
	ウ 数量	街灯1本につき、1個とすること。
	エ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	オ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	カ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。
(3) バス停留所標識を利用するもの	ア 表示面積	表示板の表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 数量	標識1本につき、1個とすること。
	ウ その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること。
(4) アーチを利用するもの(アーケード入口のアーチを)	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	イ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。

含む。)		
(5) アークードを利用するもの(一時的に表示し、又は設置するものを除く。)	ア 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき、1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上)とすること。
	エ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。

5 大規模小売店舗等において自家用広告物等を掲出する場合の特例基準

(1) 要件

- ア 次のいずれかに係る自家用広告物等であること。
- (ア) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗
- (イ) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (ウ) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
- (カ) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設
- イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び専らこれの用に供する自動車又は自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められること。

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

- ア 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)ア(ア)、(4)ア(ア)又は(5)ア(ア)(商業系地域を除く。)の表示面積の合計を定める規定において、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満車又は空車を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物のうち、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であるもの(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
- イ 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)ア(ア)、(5)ア(ア)(商業系地域に限る。)又は(6)ア(ア)の表示面積の合計を定める規定において、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

- 2 広告物等規制地域ごとの基準の表における数量を定める規定(置看板に係るものを除く。)において、駐車場表示広告物等については、基数又は個数に算入しないことができる

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

(1)ア(ア)から(オ)までに掲げる店舗のうち、店舗の用に供する部分の面積が10,000平方メートルを超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに、2 広告物等規制地域ごとの基準の表に掲げる基準を算定することができる。

6 自動車に表示する広告物等の基準

種類	区分	基準
(1) 宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。
(2) 路線バス((3)を除く。)	ア 表示面積	側部にあつては1側部につき3平方メートル以下とし、後部にあつては1平方メートル以下とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	前部には、表示しないこと。
(3) ラッピングバス(印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バスをいう。)	ア 数量	1車体につき、1広告とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	a 前部、底部及び両側部の前方5分の1の部分には、表示しないこと。
		b 写真を使用する場合においては、表示面の面積の4分の1以下とすること。
		c 車両の設備と紛らわしくないものとする。
		d 文字数は過密にならないよう、必要最小限とすること。
		e 車窓上部に文字情報を表示しないこと。

別表第2(第7条関係)

条例第10条第1項第6号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	0.5平方メートル以下とし、かつ、表示方向から見た当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下とすること。
2 数量	1施設又は1物件につき、1枚(基)とすること。
3 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第3(第7条関係)

条例第10条第2項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(自家用広告物等に係る適用除外の基準)

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、2枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第4(第7条関係)

条例第10条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(管理用広告物等に係る適用除外の基準)

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、2枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。

	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。
--	------------	---

別表第5(第7条関係)

条例第10条第2項第4号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(講演会等会場の敷地内の広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	10平方メートル以下とすること。
2 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
3 表示・設置場所	(1) 会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示し、又は設置すること。 (2) 広告旗は、道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置しないこと。
4 その他の表示方法	(1) 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項を表示すること。 (2) 表示し、又は設置する期間を当該催物が開催される日の14日前から当該催物が終了する日までとすること。
5 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第6(第7条関係)

条例第10条第3項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(禁止物件の自家用広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	5平方メートル以下とすること。
2 数量	1物件につき、1枚(基)とすること。
3 表示・設置場所	(1) 複合地域及び広告物誘導特別地域以外の地域においては、石垣、擁壁その他これらに類するものに表示し、又は設置しないこと。 (2) 物件の外郭線から突出させないこと。
4 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日